

2026 年 9 月 9 日

お客さま 各位

東海労働金庫

令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害により
被災されたお客さまへのお知らせ

令和8年台風第24号及び前線による大雨により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当金庫では、この度被害を受けられたお客さまのお取引を、下記のとおり取扱いいたします。

下記以外のお取引またはご不明な点につきましてもご遠慮なく、各営業店窓口へご相談ください。

記

【ご預金のお取引】

1. 通帳、預金証書、お届け印を紛失した場合でも、被災状況等を踏まえた確認方法をもって、ご本人さまであることを確認させていただいたうえで、10万円を上限（預金残高の範囲内）としてお支払いいたします。
2. 定期預金等の満期日前の払戻しについてご相談を承ります。また、これを担保とする貸付のご相談も承ります。
3. 今回の被災の影響により、支払期日が経過した手形についてのご相談を承ります。
4. 汚損した紙幣をお引き換えいたします。

【ご融資のお取引】

1. 既にお借入いただいているご融資の返済方法等に関するご相談については、各営業店窓口にてお問い合わせください。
2. 被災された方の生活復旧のためにご利用いただける災害復旧支援ローンをご用意しております。詳細につきましては、営業店窓口へお問い合わせください。

以上